

○民事執行法

平成、八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成五・二・一、法九六、附則一〇条、平成二・八・一〇・施行）

（債務名義）

第二条（往書略）

一・三の二（略）
三の三（改正により追加）
四・七（略）

（執行文付手の訴え）

第三条①（略）

②（往書略）

一 第二十二條第一号から第三号まで、第六号又は第六号の二に掲げる債務名義並びに同条第七号に掲げる債務名義のうち、次号及び第六号に掲げるものの以外のも
一の二（略）
一の三（改正により追加）
二・五（略）

六 第二十二條第七号に掲げる債務名義のうち和解若しくは調停が成立した簡易裁判所（簡易裁判所若しくは調停（上級裁判所において成立した和解及び調停を除く。）又は労働審判に係るもの（第一号の二に掲げるものを除く。）

和解若しくは調停が成立した簡易裁判所、地方裁判所若しくは家庭裁判所（調停に係る請求が簡易裁判所の管轄に属しないものであるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）又は労働審判が行われた際に労働審判事件が係属していた地方裁判所

（請求異議の訴え）

第二五条① 債務名義（第二十二條第二号、第三号の二又は第四号に掲げる債務名義で確定前のものを除く。以下この項において同じ。）に係る請求権の存在又は内容について異議のある債務者は、その債務名義による強制執行の不許を求めるために、請求異議の訴えを提起することができる。裁判以外の債務名義の

成立について異議のある債務者も、同様とする。

②③（略）

第一七三条①（略）

② 前項の執行裁判所は、第三十三條第二項各号（第一号の二及び第四号を除く。）に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該債務名義についての執行文付手の訴えの管轄裁判所とする。

（実施決定）

第一九七条① 執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本（債務名義が第二十二條第二号、第三号の二、第四号若しくは第五号に掲げるもの又は確定判決と同一の効力を有する支払督促であるものを除く。）を有する金銭債権の債権者の申立てにより、債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

②⑥（略）

（財産開示事件の記録の開覧等の制限）

第二〇一条（往書略）

一 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本（債務名義が第二十二條第二号、第三号の二、第四号若しくは第五号に掲げるもの又は確定判決と同一の効力を有する支払督促であるものを除く。）を有する債権者
三・四（略）